

特定建設作業実施届出書

年 月 日

(届出先) 茨木市長

住所・会社名

届出者

肩書・氏名

(氏名または名称および住所、法人の場合はその代表者の肩書・氏名)

電話番号

()

特定建設作業を実施するので

騒音規制法第14条第1項(第2項)

振動規制法第14条第1項(第2項)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

の規定により、次のとおり届出ます。

建設工事の名称			
建設工事対象の種類・概要			
特定建設作業の種類			
特定建設作業に使用される 機械の名称、型式および仕様 (名称、メーカー、型番、出力など)			
特定建設作業を行う場所	茨木市		
特定建設作業の実施期間	自	年 月 日	※最大3か月間まで
	至	年 月 日	
特定建設作業の開始・終了の時刻、 作業日、作業時間	作業開始・終了時刻		作業日
	時 分 から 時 分	日・祝日を除く	作業時間
		その他()	※休憩時間を含み 最大10時間まで
騒音・振動の防止の方法	別紙による(茨木市様式第6号)		
発注者の氏名または名称、住所、連絡先 法人の場合はその代表者の肩書・氏名	住所・会社名		
	肩書・氏名	電話番号	
届出者の現場責任者の氏名・連絡先		電話番号	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は 当該下請負人の氏名または名称、住所、連絡先 法人の場合はその代表者の肩書・氏名	住所・会社名		
	肩書・氏名	電話番号	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、 当該下請負人の現場責任者の氏名・連絡先		電話番号	
※ 審 査 結 果			

- 備考
- この届出書は、特定建設作業開始日の7日前まで(中7日開けることを意味します)に提出してください。
 - 特定建設作業の作業可能時刻は「7時～19時」で、1日あたり10時間以内に制限されています。(工業地域のみ規制基準が異なります。)
 - 夜間の特定建設作業は原則できません。警察の指導などによりやむを得ず夜間の作業を行う場合は、道路使用許可書や警察との協議書の写し(原本は不要)を合わせて添付してください。
 - 見取図は、作業現場の半径100m程度がわかるもので、なおかつ周辺の住居等の状況がわかるものを使用してください。また、工事に関する周知を行った範囲を見取図内に記載してください。
 - 工事についての近隣住民への周知は、市条例で定められている工事現場から半径15mを基準としたなるべく広い範囲に行ってください。
 - 作業が一日で終わる場合や作業地点が一日で50メートルを超える場合は、特定建設作業の届出は不要です。ただし届出が不要な作業であっても、工事について近隣住民へ十分周知し、トラブルの無いよう配慮した作業を行ってください。
 - 届出の際、書類の記載内容や工事の詳細について窓口でお伺いすることがあります。工事内容をご存じの方が来庁していただきますようお願いいたします。
 - 届出者の押印を省略した場合は、届出の際に本人確認書類等(名刺、社員証等)の提示をお願いします。
 - 提出書類 ①特定建設作業実施届出書(本紙)
②特定建設作業が行われる場所の状況の見取図、および当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表
③公害防止の方法に関するチェックリスト(茨木市様式第6号)